別記様式第１号（第７条関係）（平６公安規25・一部改正、平11公安規７・旧別記様式・一部改正、令元公安規３・一部改正）

（表　面）

第　　号

写真　押出スタンプ

検　査　員　証

官　職

氏　名

年　月　日生

上記の者は、道路交通法第108条の21第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

年　月　日

国家公安委員会　印

（裏　面）

道路交通法（抜粋）

（報告及び検査）

第108条の21　国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列８番とする。